

# 臨時特例つなぎ資金のご案内

## 貸付対象

住居のない離職者であって、次の要件のすべてに該当する場合に貸付対象となります。

- ① 離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度の申請を受理されている者であり、かつ当該給付等開始までの生活に困窮していること
- ② 貸付を受けようとする者の名義の金融機関の口座を有していること

## 貸付条件

貸付金額	10万円以内
償還期間	公的給付又は公的貸付が決定した日から1か月以内
償還方法	原則 一括償還 ただし、これによりがたい場合は、月賦償還
貸付利子	無利子
延滞利子	徴収しない
連帯保証人	不要

## 必要書類

- ① 借入申込書
- ② 公的給付制度又は公的貸付制度の申請を受理されていることの証明書類  
※各制度の実施機関から交付された申請書類をご提出ください。
- ③ 借入申込者名義の金融機関の通帳  
※原本を持参してください。窓口でコピーをとります。
- ④ 借用書
- ⑤ 印鑑証明書
- ⑥ 個人情報の取り扱いにかかる同意書
- ⑦ 同意書(総合支援資金利用者の場合)

## 審査

申込書類及びその他添付書類をもとに、県社会福祉協議会で審査し、貸付の可否を決定します。審査の結果、貸付できない場合があります。

## 相談・申込み

お住まい予定の市町社会福祉協議会へご相談ください。